東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第43号

【編集・発行】 東京都公文書館 〒185-0024 国分寺市泉町二丁目2番21号 【TEL】042-313-8450 【ホームページ】

https://www.soumu.metro.tokyo. lg.jp/01soumu/archives/

令和5年度登録第2号 令和5年9月発行 【印刷】(株)まこと印刷

《目次》

展示報告「旗本のライフスタイル ~家と仕事と私」	1
ミニ展示紹介「武蔵野線の前身 東京砂利鉄道―下河原線―」	4
新刊紹介 『都史資料集成Ⅱ』第5巻 首都東京の行政機構	6
利用案内	8

展示報告「旗本のライフスタイル ~家と仕事と私」

はじめに

東京都公文書館では、令和 5 年(2023) 7 月 21 日(金)から 9 月 14 日(木)まで企画展「旗本のライフスタイル ~家と仕事と私」を開催しました。ここでは、本展示の概要について紹介します。

1 展示の概要

江戸時代、将軍直属の家臣の内、将軍にお目見えすることができる格の者を旗本と称していました。町奉行、勘定奉行、目付、火附盗賊改といった幕府行政を支える役職も、旗本が就任するものでした。しかし、旗本家に残された史料がたいへん少ないこともあり、旗本の仕事の具体的な内容や、くらしの様子はあまり明らかになってきませんでした。

今回の企画展では、東京都公文書館が所蔵する 旗本家の史料や、明治政府が調査・作成した旧旗 本家の屋敷絵図等を紹介しながら、都市江戸に住 まう旗本のライフスタイルに光を当てていきま した。

2 展示の構成

第1章 旗本とはなにか?

旗本といってもその来歴はさまざまで、三河 (愛知県) 以来の旧臣や、今川家・武田家など戦



ポスター

国大名の遺臣、大名から知行地を新規に分け与えられた者、大名から格下げになった者などがいます。また、江戸時代中期以降、徳川綱吉や徳川吉

宗のように大名から将軍に就任した場合は、大名 時代の家臣を旗本として採用する場合がありま した。そのほかにも、御家人が技能を評価されて 旗本に昇進することもありました。

第1章では、旗本入門編として、旗本の来歴が わかる「寛政重修諸家譜」(国立公文書館所蔵) から三河以来の旧臣である大久保彦左衛門忠教 などを紹介しました。

また、法令や衣服、行列など武家の生活に関わ る規則が収録されている、大野広城が著した 「青標紙」(CH-338)から、武家の服制に関 する部分を展示しました。

このほか、大名と旗本役職者の人名録である 「武鑑」(FK-060、FK-063、FK-1 05)を展示し、旗本が昇進してゆく過程を紹介 しました。



「武鑑」展示風景

第2章 旗本の仕事

旗本の役職は、江戸城などの警衛や将軍の護衛 を主務とする番方と、町奉行や勘定奉行など行 政・司法・財政を担う役方に大別され、多種多様 な職がありました。2章では、その中から目付と いう役職に就いた旗本のすがたを取り上げ、当館 所蔵の「新見文書」から旗本新見家が担った役割 について紹介しました。

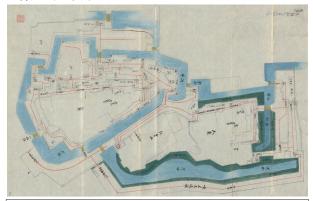
江戸時代の目付は、若年寄の支配下に置かれ、 旗本・御家人を統制する「幕府の監察人」として 重要な仕事を担っていました。

新見家は、三河国出身の旗本で、正登(長門守) は寛政7年(1795)に目付に就任しました。正登 の跡を継いだ正路(伊賀守)は、目付、大坂町奉 行を経て、将軍家慶の御側御用取次に就任します。 正路の実子である正典(相模守)は、元治元年 (1864) 学問所頭取に就き、慶応元年(1865) 目

付に就任しました。

新見文書からは、江戸城内の修理箇所などを記 した「御目付心得書(新見文書)」(新見-233) やその場所と目付の巡回経路を図示した「御城内 御破損御見廻絵図(新見文書)」(新見-255) などを紹介しました。

第3章 旗本のくらし



御城内御破損御見廻絵図(請求番号:新見-255)

第3章では、江戸に生活する旗本たちのくらし ぶりを紹介しました。旗本といっても、大名並み の高禄の者から、御家人との区別があいまいな 人々までくらし向きはさまざまでした。

幕府から拝領する敷地の規模は、家禄高や役職 によって異なり、身分秩序を反映していました。

旗本屋敷については、大名屋敷に比べて史料も 少なく、未解明な部分が多く残されていました。 しかし、当館所蔵の「旗本上ケ屋敷図」が利用さ れるようになることで、旗本屋敷研究が大きく進 展する可能性が示されたと思います。



床面シート 「大久保九郎兵衛屋敷絵図」

今回の企画展では、「藤井理兵衛屋敷絵図」(江戸明治期史料 0 1 0 6 3 7)を展示したほか、「大久保九郎兵衛屋敷絵図」(江戸明治期史料 0 1 0 5 4 2)を 4 メートル四方の床面シートに拡大印刷して、旗本屋敷の構造を体感できるように試みました。

江戸という都市に居住する旗本の中には、さまざまな文化人との交流の中で趣味を深め、自ら都市文化の担い手となった人物を見出すことができます。

森山孝盛は、元文3年(1738)、番方の幕臣・森山盛芳の次男として江戸に生まれました。松平定信に認められ、50代に昇進を重ね、目付・先手鉄炮頭などを歴任、幕臣として充実の時期を迎えていきます。この間、「自家年譜」(国立公文書館所蔵)という日記を書き続け、旗本の生活と当時の社会について貴重な情報を伝えています。

宝暦6年(1756)に生まれた、家禄500石の旗本細田時富は、武家のたしなみとしての画業を超えて、黄表紙挿絵、錦絵、さらに肉筆浮世絵のプロ作家として生きた人物です。絵師としての名を細田栄之または鳥文斎栄之と名乗りました。

また、家禄 2,000 石の旗本松平定朝は、京都町奉行などを歴任する傍ら、園芸の世界、それも花菖蒲の改良と普及に関して他の追随を許さない第一人者となっていきます。

旗本の中には江戸の文化的ネットワークを担 う人々も存在したのです。

第4章 旗本の墓

第4章では、旗本層の墓がどのような形態をとっていたのかを探っていきました。

元々、三河や甲斐(山梨県)などに本拠地をもっていた旗本の家祖たちは、本貫の地にゆかりの寺院があり、そこに埋葬されることが一般的でした。しかし、原則として江戸城下町に住まうこととなり旗本が身分として成立していく 17世紀前半期以降、江戸に菩提所となる寺院を定める旗本家が増えていきました。その中で次第に墓標の形式、地下埋葬遺構の形態も固まっていくことになります。

これまでの埋蔵文化財発掘調査の成果から、旗

本層の遺骸は多くが甕棺に納められていたことが指摘されています。市ヶ谷に所在する臨済宗長龍寺墓地跡の発掘調査の結果、検出された棺の9割以上が甕棺であり、文献資料から判明していた旗本寺としての性格にふさわしい調査結果が浮かび上がりました。

また、赤坂に所在した曹洞宗寺院湖雲寺は、旗本服部保正が、父保次の菩提を弔うため、慶長5年(1600)四谷にあった屋敷内に建立された寺院で、17世紀後半以降旗本家を檀家に加えていきました。なかでも大名家から分家した7,000石の大身の旗本永井家のまとまった墓域が発掘され、被葬者が特定できる事例として貴重な情報をもたらしています。

今回の展示では、旗本の埋葬に使用された甕棺 および副葬品(東京都教育委員会所蔵)を展示し ました。



甕棺展示風景

おわりに

本企画展では、当館所蔵の「新見文書」や「旗本上ケ屋敷絵図」などを通して、旗本のライフスタイルを紹介しました。なお、展示の様子については、当館の YouTube チャンネルにて紹介動画を公開しています。そちらもどうぞご覧ください。

本展示開催にあたりまして、多くの方々からご協力を賜りました。ここに機関名及び御氏名を記して感謝申し上げます。(敬称略・五十音順)

国立公文書館、国立国会図書館、千葉市美術館、 東京国立博物館、東京都教育委員会、東京都埋蔵 文化財センター、東京都立中央図書館、東北大学 附属図書館、日本花菖蒲協会、港区教育委員会、 小粥祐子、合田恵美子、清水弘、染谷美穂、滝口 正哉、平田健

ミニ展示紹介「武蔵野線の前身 東京砂利鉄道―下河原線―」



はじめに

東京都公文書館の最寄り駅である JR 東日本西国分寺駅は、昭和48年(1973)4月1日に日本国有鉄道武蔵野線の開業と同時に誕生し、令和5年(2023)に50周年を迎えました。

当館では、明治から昭和戦前期に至る鉄道敷設の許認可に関する公文書を所蔵しています。そこで、武蔵野線開業50周年に寄せて「武蔵野線の前身 東京砂利鉄道一下河原線一」と題し、常設展示室企画コーナーとエントランスホールにてミニ展示を令和5年4月20日(木)から6月20日(火)まで開催し、現在の武蔵野線につながる東京砂利鉄道に関する公文書や、国鉄下河原線の資料をご紹介しました。

展示構成

■砂利鉄道の起点 - 国分寺停車場-

砂利運搬の専用線として明治 43 年 (1910) に開業した東京砂利鉄道 (以下「砂利鉄道」という。) は、中央線 (中央本線) の存在を前提として計画 された鉄道でした。

多摩地域で最も早く開業した甲武鉄道は、明治39年(1906)10月1日に国有化され、砂利鉄道開業当時は中央線の一部となっていました。

砂利鉄道は国分寺停車場付近を起点とし、砂利 の採取場であった多摩川北岸、南多摩郡多摩村連 光寺の飛地・字下河原(現府中市南町)までを結 んでいました。また、砂利鉄道は自社の車両を持 たず、中央線に運行を委託していたことが当時の 申請書からわかります。



専用鉄道敷設免許ノ義御願(砂利鉄道敷設免許申請) 明治 42 年(請求番号:630.D4.11)

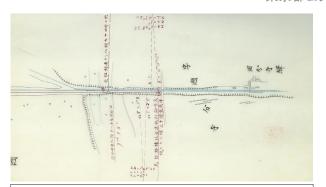
開業の背景には、都心部における活発な建設需要がありました。当時東京市内では、現在の山手線の一部となる高架鉄道の建設や、後に東京駅となる中央停車場の工事が進められていました。

多摩川で採取された砂利は、砂利鉄道・中央線 を経由して運ばれ、それらの工事に用いられたの です。

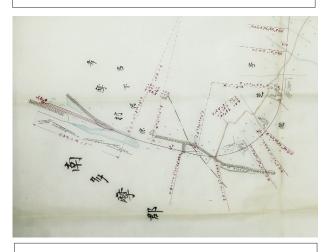
ここでは、来場者ご自身で展示資料を解読できるよう「展示資料を読んでみよう」という配布資料を作成したところ、多くの方が手に取ってくださいました。今後もこうした試みを続けたいと考えています。

■東京砂利鉄道の路線と痕跡

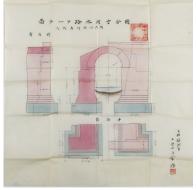
本章では、砂利鉄道が開業にあたって提出した 公文書等を紹介しました。申請書に添付された図 面類を展示すると共に、現在に残る路線の痕跡を、 現地の写真で紹介しました。



線路平面図 (竣功図 始点国分寺駅付近拡大)



線路平面図 (竣功図 終点下河原停車場部分拡大)



国分寺用水路 アーチ図

上図2点及び 左の画像 (請求番号: 630.D4.11)



展示風景

■下河原線の路線と痕跡

現在、下河原線の線路跡は、一部"下河原緑道" として府中市により整備されています。このコーナーでは、過去の写真と現在の様子を示すことで、 下河原緑道を散策される際に、下河原線のすがた を想像できるようにというねらいで展示を構成 しました。

実際に展示をご覧になって、下河原線が走っていた当時を懐かしく語られる方もいて、この展示方法は、地元の方々を中心としてご好評をいただきました。



展示風景



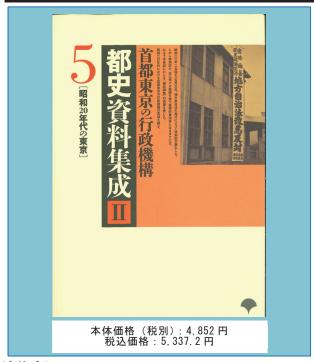
下河原線付近の現在の姿 (都立職業能力開発センター府中校)

おわりに

今回の展示方法のように、いかに展示を通して 公文書等を楽しんでいただけるか、今後も検討を 重ね、チャレンジしていきたいと思います。

さいごに、本展示に際し、武蔵国分寺跡資料館、 JR東日本西国分寺駅に御協力を賜りました。厚く 御礼申し上げます。

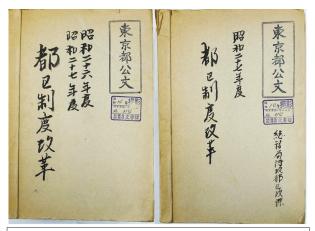
新刊紹介 『都史資料集成Ⅱ』第5巻 首都東京の行政機構



はじめに

令和5年3月、東京都公文書館は、東京都政に 関する資料集『都史資料集成Ⅱ』の最新刊となる 第5巻「首都東京の行政機構」を刊行しました。

収録の対象とした昭和22年(1947)の地方自治法成立前後から、昭和27年同法改正に至る時期には、都と特別区(区)との間で、事務事業の配分や財源等をめぐって様々な「調整」が行われました。これらの「調整」は第二次世界大戦後における首都東京の行政機構を規定する重要課題となりました。



東京都文書 (都区調整関係文書) 左 (請求番号:501-09.A4-03.01) 右 (請求番号:501-09.A4-03.02)

そこで、本書には、昭和 20 年代の東京を対象 に、東京都(以下「都」という)に特有の自治体 である特別区と都との関係調整の過程、すなわち 「都区調整」に関する資料を収録しました。

主な収録資料は、当館所蔵の東京都文書(都区調整関係文書)のほか、当時の都議会・区議会の議事録や都区が刊行した広報紙などで、幅広い資料を掲載しました。

各章の内容

構成は以下のとおりです。ここでは各章に収録 した資料の内容をご紹介します。

第一 地方自治法の成立と都区調整

一昭和 22~23 年

第二 第二次都区調整—昭和 24~25 年

第三 第三次都区調整—昭和 26 年

第四 地方自治法の改正と特別区制改革

一昭和 27 年

第一 地方自治法の成立と都区調整

一昭和 22~23 年

昭和 22 年に施行された地方自治法は、都区の位置づけに大きな変化をもたらしました。

同法は、従来都の内部団体であった都の区を 「特別区」とし、基礎的地方公共団体と位置づけ て市に準じた権限を与える一方、一面では都の内 部的な法人格をもった特別地方公共団体と規定 しました。都については普通地方公共団体として 他の道府県と同一の道府県行政(間接的に市町村 に対して補完行政を行う)を行うとともに、大都 市行政(特別区で構成される一大都市の行政を執 行)、首都行政(首都機能を支える)を行う多面性 を持った地方公共団体と規定したのです。

これにより、それまで都が行ってきた様々な行政事務やそれらを執行する財源を、都区間でどのように配分するのかが首都行政を行う上で重要な課題となったのです。

この結果、自治権の拡充強化を求める特別区と、 特別区の存在する区域を一体的に取り扱い、行政 事務の統一的・効率的な執行を重視する都との間 で、事務の配分や財源等をめぐって対立が生じる こととなりました。

この時期、特別区側では「特別区協議会」を結成し、一体となって自治権を拡充しようとする枠組みを組織し、また都と特別区の協議の場として

都区行財政調整協議会が開催されるなど、「都区 調整」の仕組みが形成されていきます。

第二 第二次都区調整一昭和 24~25 年

昭和24年に入ると、GHQ(GHQ/SCAP:連合国 軍最高司令官総司令部)の要請により来日した日 本税制使節団(団長C.S.シャウプ)が日本の税 制に関する勧告(シャウプ勧告)を提出します。 日本政府は、翌年その目的に沿って大幅な税制改 革を行いました。

本章には、この税制改革を契機とする一連の都 区調整 (第二次都区調整) に関する資料を収録し ました。

シャウプ勧告が、地方財政の強化を目的としていたことから、特別区は財政自主権の確立を目指して活発な運動を展開しました。中でも大田区は、中々進展しない状況を打開するため、特別区の地位を離れ、市制施行によって財政自主権を獲得しようと独自の動きを見せました。

特別区側の要請を受け、昭和 25 年に都と特別 区は都区調整協議会を設けて協議を再開し、厳し い議論の末、区民に身近な行政事務を区に委譲す る方向で協定が成立し、一応の合意に達します。

ところがGHQの地方軍政機構の一つであった関東地方民事部から都に対し、移管対象となっていた公衆衛生及び民生事務の特別区移管を中止するよう覚書が送付されたのです。

占領下においてGHQの意向に反することは 難しく、結局衛生・民生事務の移管は中止される ことになります。

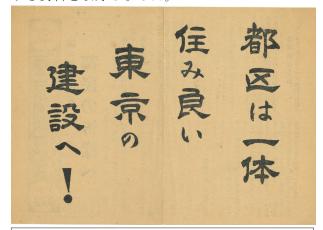
第三 第三次都区調整—昭和 26 年

特別区側は昭和 26 年夏「区民自治擁護連盟」を 結成し、自治権拡充運動を続けました。区側の要 請によって再開した都区調整協議会でも都区間 の意見調整は難航します。都はこうした情勢を踏 まえ、特別区を自治団体ではなく、行政区的な性 格に戻す方針を検討し、同年 9 月「都区調整措置 要綱」を決定します。

そうした中、総理府の機関である地方行政調査 委員会議が、シャウプ勧告に基づいた国・都道府 県・市町村間における「行政事務再配分に関する 勧告」(第一次・第二次)において、都の方針に沿った内容を提示しました。

第四 地方自治法の改正と特別区制改革 一昭和 27 年

本章には、地方自治法改正をめぐる都区双方の動向と改正後の特別区事務事業移管措置等に関する資料を収録しました。



都の広報紙『東京都ニュース』 昭和 27 年 4 月 8 日 (請求番号:政策 B234)

地方行政調査委員会議の勧告を受け、政府は地方自治法の改正作業を進めましたが、改正案には住民による区長の直接選挙を廃止するという、住民の自治権を制約する内容が含まれていました。このため特別区側の反対はもちろん、大きな議論が巻き起こり、日本国憲法第93条第2項「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」に抵触する恐れがあるとの議論が法学者や国会等においてなされました。しかし、条文の一部修正を経て、地方自治法は昭和27年8月改正公布され、基礎的自治体として市と同等の権限を求めていた特別区にとっては自治権の後退をもたらす結果となりました。

おわりに

本書は、昭和 20 年代における首都東京の行政 機構の変容を「都区調整」の側面から明らかにし ました。

都区調整が広範な行政事務を対象とすることから、都は調整の各段階において膨大な調査資料等を作成し、公文書に添付していますが、紙幅の関係で割愛した資料も少なくありません。ぜひ本書を手掛かりとして、それらを「発見」していただければ幸いです。

当館では販売していません。下記へお問い合わせ ください。

≪問い合わせ先≫

東京都庁第一本庁舎3階南側 都民情報ルーム TEL: 03-5388-2276

利 用 案 内

◇閲覧室の利用について

予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前に ご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・資料を撮影したい場合(要撮影室予約)

◇閲覧室利用の注意点

バッグ等のお荷物を、ロッカーに入れた後、閲覧室内の 受付にお越しください。

※鍵の紛失にご注意ください。

◇簡易閲覧[※]の方法

当館の資料は、閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「簡易閲覧票」に記入し、受付にご提出ください。ただし、閲覧室内の資料とデジタルアーカイブの場合は簡易閲覧票の記入は不要です。

マイクロフィルム等の複製物が作成されている資料については、原則として複製物での閲覧となります。

同時に閲覧できる特定歴史公文書等は、10件又は10 冊以内です。

※簡易閲覧…特定歴史公文書等その他資料の簡便な方法による利用のこと。

◇ 簡易閲覧における複写について

複写を希望される方は「複写等申請票」に記入しご提出ください。電子式複写は、原則として一人(1団体)1日20枚までです。マイクロフィルム及び電子媒体からの複写については枚数制限がありません。普通紙1枚あたりの複写費用は、白黒10円、カラー20円です。

デジタルアーカイブの場合は、普通紙に加え CD-R による複写が可能です。CD-R1枚あたりの複写費用は 100円です。

※できる限り小銭をご用意ください。

◇ 当館所蔵資料の利用について

以下の資料は簡易閲覧による利用が可能です。

- ・作成又は取得の日の属する年度の翌年度から起算し、30年を経過した特定歴史公文書等(目録において利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。)
- ・図書、刊行物その他の印刷物で、一般の利用に供すること を目的として保存しているもの
- ・その他の歴史的資料
 - ※簡易閲覧の対象ではない文書等の利用については、東京都公文書等の管理に関する条例 19 条に基づく利用請求制度があります。

利用案内•交通案内

【利用案内】

- ① 開館時間
 - 月曜日~土曜日 9時~17時
- ② 各種申請及び精算の受付時間 9 時~16 時 30 分
- ③ 休館日等
 - ・日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - ・毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)及び年度 末日(日曜日の場合は前日)
 - 年末年始(12月28日~1月4日)
 - ・臨時の休館日として公示した日

④ 来館についてのお願い

ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。 なお、身体障害者用の駐車スペースをご用意しています。自転車は、駐輪スペースをご利用くだ さい。

研修室の一般貸出しについて

研修会や講演会などにご利用いただける研修室 (有料)を、一般に貸し出します。詳細は、東京都 公文書館ホームページをご覧ください。

ご自宅からもご覧になれます

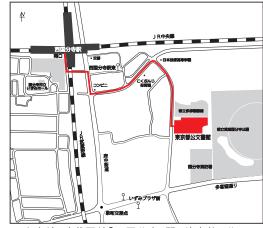
○東京都公文書館情報検索システム

当館が保有する特定歴史公文書等の目録をインターネットで検索できます。

○東京都公文書館デジタルアーカイブ

江戸明治期史料や重要文化財に指定されている東京府・東京市行政文書など閲覧利用が多いものを中心に、順次インターネットに公開し、閲覧室の端末だけでなく、自宅等で閲覧できるようにしていきます。

【案内図・交通機関】



- ·JR中央線·武蔵野線「西国分寺」駅 徒歩約8分
- ・京王バス(寺 85 系統)「いずみプラザ前」 徒歩約4分
- ・ぶんバス(万葉・けやきルート、北町ルート、日吉町ルート) 「西国分寺駅東」 徒歩約5分

€®5€ 住宅·土地統計調査



10月1日現在の住まいの状況等を調べる調査で、全国で約340万世帯、都内で約29万世帯が対象となる大規模な統計調査です。対象世帯には、9月下旬に調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。インターネットからの回答がおすすめです。回答内容は統計法で厳重に保護されます。

問合せ

東京都総務局統計部人口統計課 03-5388-2532

URL

https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp